

京都市告示第249号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年7月29日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨京都停車場線	下京区稲荷町318番地地先から	旧	メートル 22.70	メートル 10.01 ~ 24.55
	同町318番地の6地先まで	新	22.70	10.19 ~ 24.70

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
吉祥院経53号線	南区上鳥羽塔ノ森開ノ内81番地地先から	旧	メートル 225.20	メートル 6.25 ~ 6.40
	南区吉祥院嶋出在家町44番地地先まで	新	225.20	10.56 ~ 12.85

城南宮道	伏見区竹田七瀬川町164番地の1地先から	旧	229.00	11.92 ~ 13.70
	伏見区竹田醍醐田町5番地の4地先まで	新	229.00	11.10 ~ 13.70
竹田経15号線	伏見区竹田醍醐田町22番地の2地先から	旧	29.00	3.60 ~ 4.00
	伏見区竹田七瀬川町183番地の2地先まで	新	17.00	4.36 ~ 9.10
竹田経16号線	伏見区竹田醍醐田町2番地の1地先内	旧	17.00	2.75 ~ 3.00
		新	8.50	2.75 ~ 2.90

(建設局土木管理部道路明示課)